



2018年10月2日

各 位

会 社 名 宇 部 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 謙
(コード： 4208 東証第1部・福証)
問 合 せ 先 CSR・総務部長 阿久刀川 治
(TEL 03-5419-6110)

品質検査上の不適切行為に関する補充調査の完了について

宇部興産株式会社（代表取締役社長：山本謙、以下「当社」）及び当社グループ会社による品質検査上の不適切行為に関しましては、お客様、お取引先様、株主様をはじめ関係各位に多大なご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、品質検査上の不適切行為に関し、調査委員会から2018年6月5日に受領した調査報告書（以下「報告書」）に基づき、不適切行為の再発防止策の実施に取り組んでおります。

当社は調査委員会から2件の補充調査の提言を受けており、2018年9月末をめどに調査を進めてまいりましたところ、2018年9月28日に補充調査を終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の補充調査の結果をもちまして、調査委員会の提言を受けた品質検査上の不適切行為に関する一連の調査を完了いたしました。

1. 調査概要

補充調査1（報告書112p第4-1(1)(2)）

調査委員会の提言に基づき、調査委員会による調査対象外の当社グループ会社のうち、製品の製造を行っており、当社の関与が大きい海外を含めたグループ会社10社に対する調査。

- 海外グループ会社8社：UBE Corporation Europe, S.A. Unipersonal /UBE Chemicals (Asia) Public Company Limited/UBE Fine Chemicals (Asia) Co., Ltd. /THAI SYNTHETIC RUBBERS COMPANY LIMITED/宇部日東化成（無錫）有限公司/宇部電子（無錫）有限公司/宇部興産機械（上海）有限公司/Ube Machinery Inc.
- 国内グループ会社2社：釧路生コン株式会社/西都生コン株式会社

補充調査2. (報告書 113p 第4 2)

調査委員会によるデジタルフォレンジック調査の結果発見された、不適切行為の可能性を示唆するメール等に対して実施した調査

- 国内グループ会社1社 (宇部マテリアルズ株)

2. 調査方法

補充調査1

調査委員会より提言を受けた調査方法に準じて次のとおり実施しました。

- ① 品質管理及び品質保証を担当する部署に所属する、管理職を含めた全社員へのアンケート調査
- ② 上記アンケート結果で疑義ある回答をしたものに対するヒアリング
- ③ お客様と取り決めた納入仕様書と、試験成績書および生データの照合

補充調査2

調査委員会がデジタルフォレンジック調査の結果発見した、不適切行為の可能性を示唆する「新たに検討および調査を要するメール等」を対象として実施しました。

いずれの調査においても不適切行為の判断基準は調査委員会による調査と同じく、①製品の品質、表示等に関する法令違反②製品の品質、表示等に関する公的規格への違反③顧客との間の契約(で定められた仕様書)の故意による違反④その他の故意による試験結果のねつ造または改ざんを基準といたしました。

3. 調査結果

調査の結果、以下の2事案について、報告書記載の判断基準に照らし、不適切行為に該当すると判断しました。

①UBE Corporation Europe, S.A. Unipersonal [ウベコーポレーションヨーロッパ] (スペイン国バレンシア州)

ア) 内容

同社が製造する、ナイロン樹脂のモノマー(重合する前の原料の状態)であるカプロラクタムについて、お客様と取り決めた納入仕様書に定められた試験項目のうち、凝固点の試験を実施せずに一定の数値を試験成績表に記載していました。

同社で2006年に実施した内部調査で指摘されていたものの、是正処置が漏れていたことが今回の調査で判明しました。対象となるお客様は18社です。

イ) 判明後の対応等

お客様に当該事実の内容を具体的にお知らせし、製品の品質や安全性に問題がないことを説明しており、現時点で製品の品質や安全性に関して問題があるとのこと指摘は受けておりません。現在は仕様書に定められた通り凝固点を測定して出荷しております。

②宇部マテリアルズ(株)千葉工場（千葉県市原市）

ア) 内容

同社が外部から仕入れ販売していた高純度消石灰について、試験担当者が2018年1月の出荷分からサンプルを採取し試験を実施したところ、鉄（Fe）の含有量が規格上限値の0.02%に対して0.022%という結果でした。この項目の試験検査値は小数第3位を四捨五入して記載することになっているため、本来は0.02%と試験成績書に記載して規格に適合しているとすべきですが、試験担当者は不適合であると誤って判断しました。

試験担当者は、最初に行った検査で不適合と誤認した試験検査値や、納入仕様書に記載のない再測定を行ったことをお客様へお伝えすることなく、同じロットから他のサンプルを採取して測定し、0.014%という結果であったため、最初の検査の結果と平均した値で適合としてよいと判断しました。その際、試験担当者は、規格内の上限値0.020%を試験成績書に記載して出荷しました。なお、同様の不適切行為が確認されたのはこの1回のみでした。対象となるお客様は1社です。

イ) 判明後の対応等

お客様に当該事実の内容を具体的にお知らせし、製品の品質や安全性に問題がないことを説明しており、現時点で製品の品質や安全性に関して問題があるのご指摘は受けておりません。

4. 業績への影響について

本件による業績への影響はありません。

5. 再発防止策の進捗について

当社は、品質重視の姿勢を明確にするため、継続的なトップメッセージをグループ内に発信するとともに、本年6月7日付けで新設した社長直属の品質統括部が、各カンパニー等の品質保証に関する業務を統括し、品質監査や役員をはじめ全グループ社員に対する共通教育ならびに啓発活動を実施しております。今後も、再発防止策を着実に実行し、当社グループにおけるガバナンスの向上とお客様との契約の遵守を含め品質マネジメントシステムを確実に運用することで、関係各位の信頼回復に努めてまいります。

以上